

いじめのない 笑顔あふれる学校を



旭川市立高台小学校

年 組 氏名 _____

1

はじめに

みなさん、いじめを防止するための法律『いじめ防止対策推進法』が平成25年につくられたことを知っていますか？

いじめを受けた人は、心や体が傷つき、苦しい思いをします。そのようないじめが続くと、心や体の成長に影響を与えたり、場合によっては生命や身体に重大な危険を生じさせたりするおそれがあります。

この法律は、そのようないじめを防ぐためにつくられ、児童はいじめを行ってはいけなさと定めています。そのため、全ての児童が安心して生活できるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにみんなで協力する必要があります。

また、学校や学校の先生方、保護者がいじめを防ぐことなども定めています。

学校は、いじめを防ぐために「学校いじめ防止基本方針」をつくり、校長先生をリーダーとする先生方を中心とした「いじめ対策チーム」で、いじめが起きないようにする活動や、いじめを早く見つける取組を進めます。また、いじめが起きていると分かったら、解決するためにすぐに対応します。必要に応じて、スクールカウンセラーなどの外部の専門家に相談することもあります。

保護者は、自分の子どもがいじめを行わないように努め、もし、自分の子どもがいじめを受けたときは守ります。また、学校などが行ういじめを防ぐ取組に協力するよう努めます。

児童のみなさん、いじめを「しない」「させない」「許さない」という気持ちを持ち、先生方や保護者など関係する人たちと協力して、みんなでいじめのない笑顔いっぱい学校をつくりましょう。

2

いじめとは？

いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

つぎ 次のようなことは「いじめ」です

- 冷やかしかからかい、悪口や脅しなど、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれや、無視をされる。
- ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 物を隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- お金や大切にしているものをたかられる。
- 悪口がメールで送られてきたり、インターネットに書き込まれたりする。 など

3 いじめを生み出さないために

こんなことを心がけて生活します

- いじめは、「人として許されない」という強い心もちます。
- お互いのよさや違いを認め、尊重し合います。
- 相手の気持ちを考えて、発言したり行動したりします。
- 社会のルールや学校のきまりを守って、落ち着いた生活をします。
- 友達と協力しながら係活動や委員会活動に進んで取り組みます。
- 体験活動やボランティア活動に取り組み、友達との絆を強めます。
- パソコンやタブレット、スマートフォンは、ルールを守って使います。
- 自分や友達を大切にします。

もし、いじめられたときは

- 一人で悩まず、先生方や家族などの大人、友達に相談します。

いじめを「見た」「聞いた」「相談された」ときは

- 見て見ぬふりをせずに、勇気をもって助けます。
- いじめをやめさせたり、先生方や家族に伝えたりします。
- いじめられている人に、先生方や家族に相談するよう話します。

いじめのない学校をつくるために私たちができること



高台小学校 ストップいじめ宣言

4

いじめを受けた、見た、聞いた、相談を受けたときは

①まわりの人に相談しましょう

いじめを受けた

いじめを見た・聞いた・相談された

【学校では】

- 担任の先生，学年の先生方に相談
- 校長先生，教頭先生に相談
- 保健室の先生，その他の先生に相談
- スクールカウンセラーに相談

【このような人たちにも】

- 家族に相談
- 友達に相談
- 少年団や習い事など，相談しやすい大人に相談

【ほかにも】

- 学校のいじめアンケートを書く
 - 4ページにある相談を聞いてくれる所に電話する
- など

②いじめが解決するまでの取組

	いじめを受けた人に	いじめを行った人に	まわりの人たちに
学校では	<input type="checkbox"/> いじめから守ります。 <input type="checkbox"/> 心配なく，学校生活を送ることができるよう，先生方やスクールカウンセラーが，いつでも相談にのります。 <input type="checkbox"/> 必要があれば，すぐに警察などに相談し，協力してもらいます。 <input type="checkbox"/> 二度といじめを受けないよう，先生方はチームで協力して見守ります。	<input type="checkbox"/> いじめた人にあやまり，もう二度といじめを行わないことを，約束してもらいます。 <input type="checkbox"/> いじめは絶対に行ってはいけないことを教えます。 <input type="checkbox"/> これからの生活で気を付けることを考えてもらいます。 <input type="checkbox"/> 必要があれば，警察などに相談します。 <input type="checkbox"/> 二度といじめを行わないよう，先生方はチームで見守ります。	<input type="checkbox"/> いじめをしていなくても自分にも関係していることを気付いてもらいます。 <input type="checkbox"/> いじめに気付いたときに，大人の誰かに知らせる大切さを教えます。 <input type="checkbox"/> いじめを見て見ぬふりをしたり，ひやかしたりすることも許されないことを教えます。 <input type="checkbox"/> みんなでいじめをなくし，よりよい学級や仲間をつくることの大切さを教えます。
			いじめを知らせてくれた人
			<input type="checkbox"/> 秘密を守り，いじめを行った人から，しっかりと守ります。
家の人に	<input type="checkbox"/> いじめを受けたことや，いじめがなくなるまで学校がすることを説明します。	<input type="checkbox"/> いじめをしたことを説明し，二度といじめを行わないよう協力してもらいます。	<input type="checkbox"/> 家の人に協力してもらうときには，説明をします。

6

いじめを相談できる窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間> 月・木 8:45~20:00

火・水・金 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター(北海道教育委員会)

<電話番号>

0120-3882-56

<受付時間>

毎日24時間

0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)

◆子どもの人権110番(旭川地方法務局)

<電話番号>

0120-007-110 (ぜろぜろななのひゃくとおばん)

<受付時間> 月~金 8:30~17:15

◆少年サポートセンター「少年相談110番」(北海道警察)

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター(旭川少年鑑別所)

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

月~金 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

月~金 9:00~17:00

スクールカウンセラーに相談するには…

①先生やお家の人に申し込んでもらう。

②「心のソナー(生徒指導だより)」で申し込むことができます。



～いじめのない笑顔あふれる学校を～

